

唯研大会第3分科会 青年の「自立」とキャリア教育

政策の「個人化」をどう乗り越えるか？～英国とフィンランドの経験に学ぶ

平塚真樹（法政大学）

●本報告の主旨

- ・「キャリア教育」台頭の一面での合理性：キャリアルートの実体的変容、後期近代型移行過程に見合った社会体制・社会政策は必要
- ・「キャリア教育」の危うさ：「個」の育成に焦点をあてたキャリア教育は、むしろ逆効果
- ・後期近代における社会化（「自立」のプロセス）には、「参加としての学習」を育む共同的・協同的環境が従来以上に必要になると考えられる。

●先進諸国に共通する「後期近代」的状况と若年移行期変容

- ・リスク化、フレキシビリティ化、不確実化
- ・個人化（階級など古典的中間集団の不可視化）
- ・高度大衆消費社会
- ・知識社会化（ポスト産業社会、ポストフォーディズム）、急速な「高学歴」化
- ・中間的職種の縮小と労働市場の二極化・非正規雇用の増大

ex. Z.Bauman（液状化する近代）、U.Beck（リスク社会）、A.Giddens（再帰的近代）

「将来における必要のために、必ず学んでおかねばならないことを教えてくれる人は誰もいない」（Beck 2000）

<何が変化し、何が変化していないか？>

- 1) 親世代が経験しなかった予測困難なリスク社会のなかで、
 - 2) 実際にはやはり不平等に機会を分配されているにもかかわらず、
 - 3) 一見、以前より多くの選択機会（チャンス）があるように見えるために、
 - 4) 個々人でチャンスとリスクを乗り切り（再帰的に自己をデザイン・マネジメントし、アイデンティティを再解釈しつつ）やっていかねばならないと認識させられがち
 - 5) そうしたなかで、両極化や排除、周辺化が生み出され、自己責任視されがちになる
- Choice Biography Normal Biography Risk Biography (EGRIS)

→ 若者の移行過程の長期化、不安定化、複雑化、個人化（collectivityの弱まり）
Navigator という自己意識、認識論的誤謬（A.Furlong）

●若者政策の「個人化」志向

イギリス：1997年以降の労働党政権期における若者政策の経過と性格

- 社会的排除の問題解決役割を負う、個別対応施策としての若者政策
- 現在の日本における「若者政策」のモデル

(1) おもな経過

- 1 社会的排除への政策的取組み
 - : NEET(Young People Not in Education, Employment or Training)の減少
 - Active citizenship
- 2 (とりわけ 10代向け) 教育・訓練制度の重視
 - : 教育・訓練参加の義務年齢引き上げ(18歳まで)、資格(Level2)の皆取得化
- 3 (子ども・若者向け) 社会サービスの統合化
 - : Multi Agency、Joint-up

(2) 中核としての Connexions (2001年試行、2003年全面実施～)

- : 1994 保守党政権時にキャリア・サービス(当時自治体所管)の民間委託化
コネクションズはこれを吸収し、多くは受託主体も引き継いで公設民営で設置。
2008年4月から150の地方当局に事業委託され、既に廃止した地域もあり。
- : 13歳から19歳(障がいをもつ場合は25歳まで)の全てを対象
一方では、学校などを拠点とした一般向けのキャリア・サービス、
他方では、排除の危険のある(at risk)若者、具体的にはNEETへの“包括的援助”。
- : CCIs(Connexions Customer Information system) = 管轄地域当該年齢全青年に関するデータベースの作成・利用。学校からコネクションズに送られた個人データが19歳(25歳)までコネクションズによって追跡・補充され、必要な援助の基礎資料として利用される。途中で追跡不明者を出さないことが要請される。
- : 援助者としてのパーソナル・アドバイザー(PA)。PAはキャリア・ガイダンス、教職、ソーシャルワーク、ユースワークなど多様なバックグラウンド。基本的に
一対一のパーソナルな「相談業務」が職務。
- : パートナiership Partnership方式での運営。(自治体、非営利組織、民間団体など官民含めた関連領域の団体で構成されるネットワーク組織)
- : 事業評価の判断基準としての成果目標 performance target の設定。NEET比率の引き下げなど成果目標が設定され、これは受託継続の判断基準ともなりうる。

(3) 基本的性格

- 1 政策の「個人化」
 - : 問題認識の個人化 agency(行為主体)への焦点化

個人や個別家族が抱える問題としての社会的排除の認識

: 関与方法の個人化 personalized services、Information, Advice and Guidance

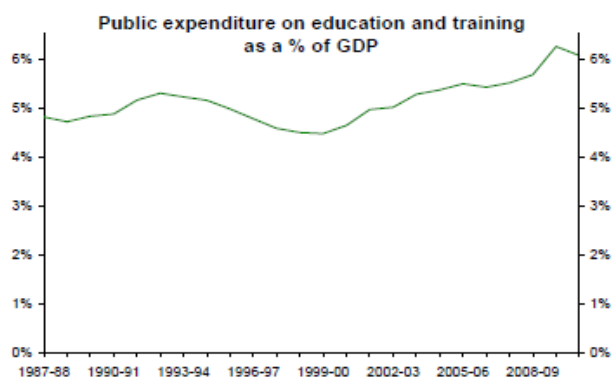
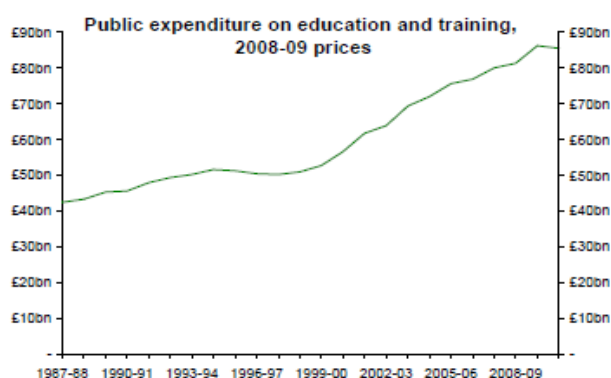
-2 政策目標としての employability 「底上げ」

社会的排除の原因を「教育・訓練・スキル・資格」の欠如に求める

NEET 削減=18 歳までの教育・訓練（を含む就業）参加、スキル・資格の取得

-3 新公共管理（New Public Management）手法 政策評価指標としての Best Value

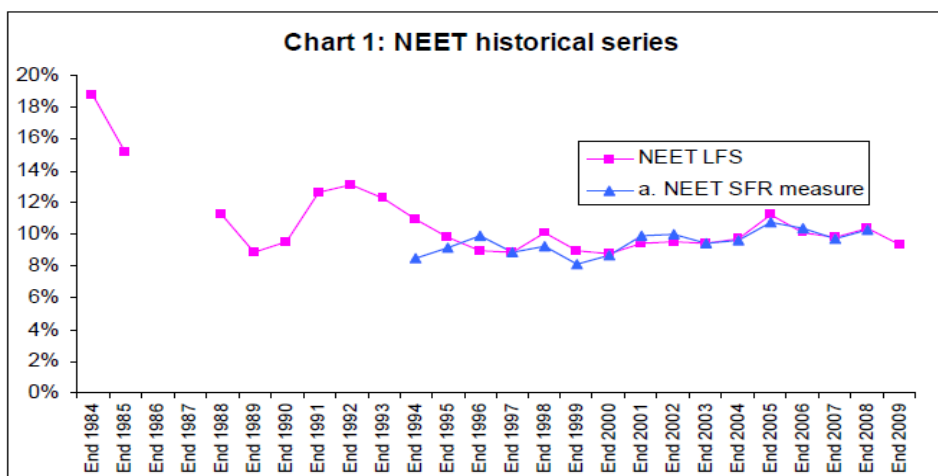
教育・訓練に対する予算増



Education spending in the UK 21 January 2010

<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snsg-01078.pdf>

減少しない NEET 比率



Source: Statistical First Release (SFR) 'Participation in Education, Training and Employment by 16-18 Year Olds in England' and analysis of Labour Force Survey.

(4)政策動向へのクリティーク・論点

- ・ Colley H(2004)., *Mentoring for Social Inclusion*, Routledge.
- ・ Colley H. & Hodkinson P.(2001), *Problems with 'Bridging the Gap': the reversal of structure and agency in addressing social exclusion*, *Critical Social Policy* 21 (3).
- ・ EU Commision(2009), *European Research on Youth- Supporting Young People to Participate Fully in Society : The Contribution of European Research*.
- ・ MacDonald R.and Jane Marsh(2005), *Disconnected Youth?*, Palgrave. .
- ・ Webster C. et al(2004), *Poor Transitions*, Policy Press.

1) エンployアビリティ（被雇用能力）とシティズンシップ（社会参加）

教育・訓練は必ずしも‘まともな就労 decent job’を結果しない。雇用されながら排除される（ワーキング・プアの）現実。「回転ドア」の履歴。社会的包摂のためには、平等性や人権など市民社会の価値と労働環境のあり方を学ぶことが不可欠との主張

2) 社会構造へのアプローチと若者個人へのアプローチの‘倒錯’への疑問・批判

若者の社会的排除の背景には、労働市場問題や階層問題など社会構造ファクターがあるにもかかわらず、若者個々人に教育・訓練を施すことでの問題解決志向への疑念。反面、個人アプローチでありながら若者当人の主体性は軽視されがちなため、能動性を引き出すことに失敗し政策のロスが大量に生み出されているとの批判

→ 若者の社会参加支援をめぐる、「個別的」手法と「構造的」手法の緊張関係

個別的手法（ガイダンス、カウンセリングなど、個々人の力量伸長を目的とした支援）以上に、構造的な手法（社会保障政策や、教育・訓練・労働市場政策でも条件整備を重視した政策）は、社会的排除の防止・解決いずれにおいても効果的

● 対照事例としての北欧：フィンランドにおける若者政策

(1)包括的自立支援のユニバーサルな社会保障

-1 すべての教育・訓練機関利用の生涯無償と在学中の生活支援

基礎教育の‘完全な’無償制

義務教育後教育・職業訓練の無償制と公的補助 ex.奨学金、住宅手当、学生ローン
卒業後の学生ローン返済支援 ex.利子援助、税控除

-2 アカデミックキャリア、フォーマル教育以外の豊富な教育機関・社会化ルート

—職業教育機関のシェア : 職業学校、見習い（アプレンティス）

cf. 後期中等教育学校（普通科高校）：約 6.5 割　　：日本＝81.5%
—媒介的な学び　　：ワークショップ、成人向け後期中等教育、実習、成績修正
—公的 Youth Work の重視　　固有の行政部局、専門職としての Youth Worker

-3 リスクの社会的保障・相互的扶助

①離家を経済的に阻まない社会システム

17 歳以降（児童手当終了）の社会保障申請・受給

住宅手当： 離家学生も対象 最大 202euro/8 割 年齢不問

所得補助： 学生は給付奨学金として

ex.離家独身高校段階 246euro/月、 同 高等教育段階 298euro/月

②失業・無業のリスク化回避の社会システム

社会給付（失業手当）17 歳以降： 基礎給付＋給与・拠出比例

基礎給付＝月平均 551euro 最大 500 日

社会サービス： 職業ガイダンス、実習、見習い、移行的労働市場などへ

(2)いわゆる NEET への包括的援助の制度＝「ワークショップ」

- ・失業・無業の若者（17-25 歳未満）が対象、自治体運営もしくは委託
- ・期間は通常 6 ヶ月間（延長もあり）　　：デンマークの生産学校は 1 年
- ・少人数のグループワーク中心の活動、関心ある領域の活動に参加
メタル、アート、音楽、調理、テキスタイル、メディア、交通、木工・・・
- ・ユースワークの手法用いた包括的援助（生活指導、住宅探し、友人づくり）
- ・失業手当＋α が支給。職業資格は取れないが、実習経験は credit として蓄積

援助・学習の性格：場（Field、Community）への共同的参加を通じた学習の援助

cf. ‘Information, Advice and Guidance’ 型のパーソナルサービス

個々人の職業技術や資格の獲得に主眼をおいた教育・訓練

学びの場の（再）生産への実践的参加、近隣社会の（再）生産への実践的参加

→ 「仕事起こし」「学校・地域づくり」

場からの排除を経験してきた当事者が、社会活動への集団的参加を通じ、自己・他者・社会への信頼を回復（媒介）することで、次の課題（教育・訓練・就労）へ

「コミュニティの中での学び（Learning in Community）　、あるいは相互の助け合いによる教育（Peer education）により、つねに、あらたな参加者が入りやすいグループづくりを心がけている」（Vantaa 市ワークショップのスタッフ）

→ いわゆる「職業体験」学習とどこが違うのか？

●今日の若者政策に必要な視点

キャリア形成、あるいは agency の形成過程で、なにが必要なのか？

	生活保障	相談・紹介 (referral)	教育・職業訓練 (VET) 制度	社会への共同的 参加援助
全ての人を対象 とした支援 (Universal Services)	ex.教育費無償、 住居手当、 休業・就学援助、 雇用保険	ex. 職業紹介、 Connexions (PA)、Guidance Centre (デンマ ーク)	職業学校、 見習い (Apprenticeship)	Non-formal 教育 ユースワーク
必要とする人へ の支援 (Target services)	ex. (無拋出受給 可能) 失業手当、 公的扶助	ex. CentreLink (オーストラリア) Key Worker(スコ ットランド)	ワークショップ 生産学校 特別なニーズに 応える職業訓練	ワークショップ 生産学校